

「ブラック企業」根絶へ実効ある施策を求める意見書（案）

新卒の若者を大量採用し、長時間・過密労働、パワハラなどで駆り立て、精神的にも追い詰めて大量退職に追い込むなど、不当な雇用管理を行う「ブラック企業」が社会問題になっている。

ブラック企業による、労働者や若者を使い捨てにするような雇用のあり方は、長い目で見た経済発展、技術継承、少子化克服などの課題に逆行し、社会負担を増加させることから、健全で持続可能な社会発展につながるものではない。

ブラック企業によって、労働意欲のある若者が、心身の体調を壊すなどして次々につぶされていく実態は、学生や高校生、子どもたちなど、次世代の担い手たちの将来にも大きな影を落としている。

よって、国におかれては、ブラック企業の根絶に向け、労働者や若者を守るための実効ある施策の実施、及び、健全で持続可能な社会をつくるため、下記の事項を強く要望する。

記

1. 雇用問題の相談窓口を設置・拡充し、若者への就労支援を拡充すること。
2. 早期離職率が高い企業、悪質な法令違反を行った企業名の公開など、厳格な対処措置を講ずること。
3. 労働行政における監視・指導体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成26年3月27日

伊丹市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣